

評議員及び役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 南海福祉事業会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規程に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 評議員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
 - (2) 常勤役員（当法人の職員を兼ねる者）については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
 - (3) 非常勤役員（当法人の職員を兼ねない者）については、業務に応じた報酬及び、退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 役員に対する退職慰労金は、その職務として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 役員の年間報酬総額は、1,500万円を超えないものとする。

(報酬の算定方法)

第3条 評議員及び役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 評議員及び非常勤役員については、別表1に定める額とする。
 - (2) 常勤役員報酬については、別表2に定める額とする。
 - (3) 賞与については、別表第3に定めにより算出された額とする。
 - (4) 退職慰労金については、別表4の定めにより算出される額とする。
- 2 前項(2)(3)及び(4)における一人あたりの上限額を評議員会で定め、具体的なその額は、理事については理事会が決定し、監事については評議員会が決定する。
- 3 第1項(4)において、在任中法人に対し重大な損害を与えた者に対し支給しないことを、理事については理事会が、監事については評議員会が決定することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の支給方法は次の各号に定めるものとする

- (1) 評議員及び非常勤役員に対する報酬については、原則として当該会議等に出席後1ヶ月以内に支給する。
 - (2) 常勤役員に対する月額報酬及び賞与については、職員就業規則に準じ支給する。
 - (3) 役員に対する退職慰労金については、原則として退職後1ヶ月以内に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第5条 常勤役員は、就任した月から退任、死亡、又は解任された月まで報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（評議員及び非常勤役員の報酬）

(1) 評議員

役職名	一人あたりの支給単位	報酬額 (法令控除額控除後)
評議員	評議員会出席1回につき	30,000円

(2) 非常勤理事及び監事

役職名	一人あたりの支給単位	報酬額 (法令控除額控除後)
理事	理事会出席1回につき	30,000円
監事	理事会・評議員会出席1回につき	30,000円
	上記以外の監査等出席1回につき	10,000円

別表2（常勤役員の報酬）

役職名	支給単位	一人あたりの報酬額上限
理事長	月額	300,000円
理事	月額	100,000円

別表3（常勤役員等の賞与）

	一人あたりの年間支給基準額上限
夏期賞与・冬期賞与	最終報酬月額×5.3か月分

別表4（退職慰労金）

役職名	一人あたりの基準額上限	算定方法
理事長	250,000円	基準額×在職年数×2 (1年未満は月割)
常勤理事	150,000円	
非常勤理事	50,000円	
監事	50,000円	